

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
( 公 印 省 略 )

### HACCP に沿った衛生管理の本格施行について

「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号）が平成 30 年 6 月 13 日に公布され、令和 2 年 6 月 1 日から、食品衛生法第 50 条の 2 第 2 項の基準に基づき、原則全ての食品等事業者は HACCP に沿った衛生管理を実施するよう求められ、また、と畜場の設置者又は管理者及びと畜業者等並びに食鳥処理業者についても、それぞれと畜場法第 6 条第 2 項、第 9 条第 2 項並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 11 条第 2 項に基づき、HACCP に沿った衛生管理を実施するよう求められていたところから、本年 6 月 1 日から本格施行されます。

つきましては、各都道府県等におかれては、厚生労働省が内容を確認した手引書（別添 1）に基づき、適切に指導及び助言を行っていただきますようお願いいたします。その際には、「HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化に伴う食品等事業者への監視指導について（平成 31 年 2 月 1 日付け薬生食監発 0201 第 1 号）」の趣旨を踏まえ、個々の食品等事業者の規模や状況等に応じた指導・助言内容となるよう、特段の御配慮方をお願いいたします。

業種別の手引書については、引き続き、業界団体から要望があったものについて内容の確認を行い、順次、当省ホームページで公開していくこととしていますが、現時点において該当する業種の手引書が存在しない食品等事業者については、原材料や製造工程等が類似しており、かつ危害要因が共通する業種の手引書を参考にし、HACCP に沿った衛生管理に取り組むよう、助言方よろしく申し上げます。

また、「HACCP に沿った衛生管理の施行について」（令和 2 年 6 月 1 日付け薬生食監発 0601 第 2 号）で通知した「HACCP に沿った衛生管理の制度化に関する Q&A」について、本格施行に合わせて内容を更新しましたので、業務の参考のためお知らせいたします。

別添 1 厚生労働省が内容を確認した手引書一覧（令和 3 年 5 月 31 日時点）

別添 2 「HACCP に沿った衛生管理の制度化に関する Q&A」